

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和5年3月13日
西日本高速道路株式会社
新型コロナウイルス対策本部

I 新型コロナウイルス対策に当たっての基本的事項

政府の基本対処方針（※1）において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として、社会の安定の維持の観点から緊急事態措置を実施すべき期間にあっても「安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事等）」の事業継続が要請されている。

そのため当グループにおいては、当社産業医監修のもと当ガイドラインを作成し、これに基づき感染予防・感染拡大防止を図り、社会経済を支える事業が持続可能となるよう取り組むものである。

1. 新型コロナウイルスに対する基本的対策

(1) 基本的感染予防対策

1) 社員等の感染予防

当社社員・グループ会社社員・テナント従業員等（以下、社員等）は規則的な生活（食事・睡眠等）に留意し、新型コロナウイルス変異株の拡大を踏まえ、人と人が触れ合わない距離の確保、手洗い・うがい、手指の消毒（※2）、マスクの着用が効果的である場面でのマスク着用（※3）等の感染予防を実施する。

なお、これらの感染予防は、職場のみならず、出張先や移動中の車両内等においても適宜実施するものとする。

2) 職場等における感染防止

密閉・密集・密接の「3つの密」はどれか一つであっても感染リスクを高めることを踏まえ、これらを回避するため、時差出勤、テレワーク、テレビ会議等を活用する。また、職場等において多数の手が触れる箇所の定期的な消毒や執務室・休憩室等の換気（※4）を実施する。出勤後に体調不良となった社員等には、状況に応じて、速やかな自宅待機指示、近隣の医療機関への紹介、積極的な自主的検査（抗原検査等）の支援等を行う。なお、自主的検査で陽性となった際等における自治体が設置する健康フォローアップセンター等への積極的な登録の支援等を行う。

3) 来訪者への対応

来訪者にご協力いただき、手指の消毒、マスクの着用が効果的である場面でのマスクの着用、検温を実施する。

(2) 会社への報告

社員等は、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等強い症状のうち、いずれかを自覚した場合や発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は会社に報告する。

2. 人権への配慮

会社は対策の実行にあたり人権に配慮するものとする。

Ⅱ 会社が管理・運営する施設における感染症対策

1. グループ全体の取り組み

上記Ⅰを踏まえ、グループ全体で取り組むこととする。なお、各会社及び部署の実情に応じ、対策の追加・強化等を行う必要がある場合には、適宜、実施するものとする。

2. 個別施設（料金所・休憩施設）における対策

(1) 料金所における感染防止及び感染拡大防止対策

- 1) 収受スタッフは、手洗い、うがい、消毒液による手指の消毒(※2)、マスクの着用が効果的である場面でのマスク着用等(※3)の感染予防を実施する。
- 2) 料金所及び料金収受ブース内の接触箇所（ドアノブ、机椅子等）などの共用設備については、定期的な洗浄、消毒、室内の換気(※4)を実施する。
- 3) 料金所の状況、各スタッフの事情に応じ、公共交通機関を利用しない通勤等の感染防止策を推奨する。
- 4) 料金所におけるスタッフ間の接触が密とならないよう、業務引継時の連絡帳の活用、会議の抑制、料金所巡回の抑制等、運営の工夫を行う。
- 5) 出勤前のスタッフ各自の体調確認を徹底するとともに、出勤後においてもスタッフの体調管理に努め、体調不良者が勤務しないことを徹底する。
- 6) 感染者が発生した場合は、当該者が接触した場所を重点的に、料金所及び料金収受ブースの消毒を行う。
- 7) スタッフに感染者を確認した場合等には、料金所の交通状況、交替要員の確保状況等に応じて運営方法を検討し、料金所機能の確保に努める。

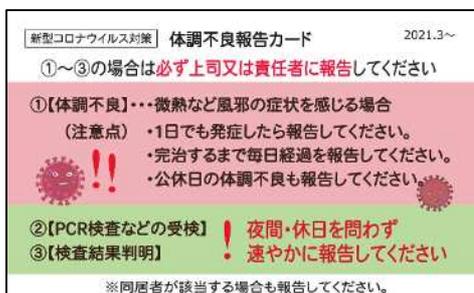
(2) 休憩施設における感染防止及び感染拡大防止対策

S A・P Aの従業員等によってお客様が感染することのないよう、Ⅰ1.(1)の基本的感染予防対策のほか以下の感染防止対策を講じるとともに、お客様によるクラスターが発生しないための取り組みを実施する。

- 1) 店舗入口等への消毒液（アルコール消毒液）の設置
- 2) トイレ、店舗内の椅子及びテーブル、食券機の定期的な消毒・除菌（アルコール使用であれば「消毒」・次亜塩素酸水使用であれば「除菌」）、及び、清掃スタッフの清掃時等の手袋着用と作業後の手洗いの励行
- 3) 店内の定期的な換気を実施し、冬期には原則、室温の低下を抑制しながら常時窓を開け、保湿対策にも努める。
- 4) ソーシャルディスタンスの確保（トイレ、レジ待ち間隔、飲食コーナー客席（間仕切り設置、客席の間引きなど）、シャワー待合室など、人と人とが触れ合わない距離を確保するよう努める）
- 5) インフォメーション等での飛沫防止シートや仕切り等の設置
- 6) 各地域の感染状況等に応じて休憩施設や会社管理施設での行う各種イベントの実施を判断
- 7) トイレ内ハンドドライヤーはアルコール消毒等により定期的に消毒・清掃ができる場合に使用を可能とする。
- 8) 電子決済の促進（電子マネーの拡充、QR決済の導入検討）
- 9) 店内混雑時の入場制限
- 10) 出勤前のスタッフ各自の体調確認（検温等）徹底、体調不良時の勤務回避徹底
- 11) スタッフ感染確認時の必要に応じた消毒作業の実施、お客さまへの速やかな情報提供

12) お客様に対し、人と人が触れ合わない距離の確保、マスクの着用が効果的である場面でのマスク着用等(※3)や咳エチケット、大声・マスクを外す場面での会話抑制、入場時の有症者の入店回避の啓発、分散来店（空いている時間帯での来店）など、感染防止対策に関するお願いを実施

従業員健康管理 啓発カード



消毒液の設置



レジ待ち間隔の確保



シャワー待合間隔の確保



飛沫防止シート（インフォメーション）



※ 飲食店舗の取り組み指針として、一般社団法人日本フードサービス協会及び一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会作成の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく 外食業の事業継続のためのガイドライン」を参照しています。

リンク先：<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

Ⅲ 工事等受注者の感染防止対策

1. 継続中工事等の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、工事または測量・調査・設計等の業務（以下、「工事等」という。）の対応について工事等を継続する場合の感染拡大防止対策を以下のとおり取扱う。

- (1) 受発注者双方において感染拡大防止対策について、建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例等を参考として徹底に努める。
- (2) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設

計変更の協議を行い、必要と認められる場合には、必要な費用等について計上し工期の延長等を行うなど適切に対応する。

2. 入札等の手続について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等について、適宜柔軟な対応を実施する。

※国土交通省 HP「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html」を参照。

Ⅳ お客さまへの感染拡大防止の協力呼びかけ

(1) HP・SNSでの周知

1) 会社公式ホームページ、Facebook、Twitter に感染拡大防止等のメッセージを掲載

(2) 高速道路上での対応

1) 情報板、ハイウェイラジオによる呼びかけ

(3) 休憩施設での広報物等設置

1) ポスター掲示（トイレ、喫煙スペース、ウェルカムゲート、園地）

(4) テレビ等による対応

1) 会社が提供するラジオ番組による周知

2) 会社が提供するテレビ番組による周知

3) iHighway のテロップ表示

(※1) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

(新型コロナウイルス感染症対策 HP <https://corona.go.jp/>参照)

(※2) 厚生労働省 HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html」を参照。

(※3) マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。ただし、感染対策上又は事業上の理由等により社員等又はお客様へマスクの着用を求めることがある。厚生労働省 HP「マスクの着用について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html」、
「マスク着用の考え方の見直し等について https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf」、
「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html」を参照

(※4) 常時換気又はこまめな換気を実施するほか、CO2 測定装置、HEPA フィルタ式空気清浄機、サーキュレーター、加湿器等の活用を検討。新型コロナウイルス感染症対

策分科会「換気の提言 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf」を参照。